

平成30年度第1回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成30年5月29日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

# 平成30年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成30年5月29日（火）

午後1時56分～午後3時26分

区役所本庁舎6階 第三委員会室

## 1 開 会

## 2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

## 3 報 告

新宿区みどりの基本計画の策定について

## 4 連絡事項

## 5 閉 会

### ○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第14期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 新宿区みどりの基本計画の策定について
- 5 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 6 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 7 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

### 審議会委員 11名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	池 邊 このみ	委 員	吉 川 信 一
委 員	竹 川 司	委 員	小 野 栄 子
委 員	丹 羽 宗 弘	委 員	間 座 和 子
委 員	小 島 健 志	委 員	藤 田 茂
委 員	鶴 田 由美子		

◎開会

熊谷会長 それでは、定刻二、三分前ですが、皆様おそろいのようなので、これより平成30年度第1回の新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

初めに、本日の出席状況及び配付資料等について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様、こんにちは。委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は、事務局のみどり公園課長の依田です。どうぞよろしくをお願いいたします。

最初に、委員の出席状況ですが、本日は斎藤委員、渋谷委員、渡辺委員、椎名委員から欠席の連絡をいただいております。このため、本日は15名中11名の出席により、審議会は成立しております。

続きまして、本日の資料について御説明いたします。お手元の資料を御確認いただきたいと思っております。

まず、議事次第、A4で1枚。続きまして、資料1としまして、新宿区みどりの推進審議会委員名簿、こちらがA4、1枚になります。続きまして、資料2としまして、保護樹木等の指定及び解除について、こちらがA4、1枚、表裏の資料になります。続きまして、資料3、指定及び解除審議対象樹木の写真、こちらがA4カラー2枚になります。こちらは回収資料になります。資料4が、「新宿区みどりの基本計画」の策定についてということで、A4、1枚の資料のほかに、「みどりの基本計画」の冊子と概要版、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」の冊子と概要版になります。続きまして、資料の5番としまして、新宿区みどりの条例・同施行規則、A4で7枚の資料になります。資料6としまして、みどりの文化財、保護樹木の小冊子になります。資料7が、新宿区みどりの実態調査第8次の報告書になります。こちらは回収資料になります。

資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、本日の資料の取り扱いですが、資料3の指定及び解除審議対象樹木の写真及び資料7のみどりの実態調査の冊子につきましては、回収資料とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づき、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関です。

このため、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録としてホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承願います。

なお、本日の会議でございますが、午後4時を目途に終了したいと考えております。よろしく御協力のほどお願いいたします。

ここで、マイクの使用方法について御説明いたします。御発言の際には、お手元の4番のボタンを押してください。発言が終わりましたら、5番を押して終了していただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

資料等よろしいでしょうか。

よろしいようですので、それでは、議事を始めさせていただきます。

---

#### ◎保護樹木等の指定及び解除について

**熊谷会長** 本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、保護樹木等の指定及び解除について、担当係長から御説明させていただきます。

**事務局担当（佐藤）** みどりの係長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、保護樹木等の指定及び解除について、私から御説明をさせていただきます。

お手元の資料2の内容を映像でまとめてございますので、前のスクリーンをごらんください。

(パワーポイント映写)

**事務局担当（佐藤）** 前回の審議会が平成30年2月6日でしたので、その翌日2月7日から本日、平成30年5月29日までにお申し出のあった案件になります。

まずは、公有地の保護樹木ですけれども、こちらは指定、解除とも申請はございませんでした。民有地の保護樹木に関しましては、指定の申し出が3件で9本、解除が6件、7本ございました。このほかに、保護樹林に関して一部解除ということで、1件、419平方メートル分の解除の申し出がございました。

それでは、まず保護樹木の指定について御説明をさせていただきます。

3件、9本ございます。

まず1件目ですけれども、高田馬場三丁目のタイサンボク、幹周りが1.40メートルのものです。

2件目が、中落合四丁目でソメイヨシノになります。幹周りが3.66メートルのものになります。

3件目が、中井二丁目になります。スタジイ、1.73メートルのものをはじめとして、7本今回申請がございました。個々の案件について、これから御説明をさせていただきます。

まず、高田馬場の三丁目になります。早稲田通りから区道に入って、ちょうど突き当たったところにお寺の入り口があるんですけれども、その門をくぐってすぐのところにあるタイサンボクの指定ということで申請がございました。もともと保護樹木が、このお寺には3本ございまして、今回追加の指定の申請となります。

ごらんのとおり駐車場にある樹木で、下枝が少し高い位置まで切られていますけれども、樹勢、樹形ともに良好でございます。

2件目、こちらは中落合四丁目になります。個人宅の玄関の近くにある大きなソメイヨシノとなります。この樹木は、これまで保護樹木に指定していなかったのが不思議なぐらい大きくて、幹周りが3.66メートルあります。ごらんのとおり、所有者さんのほうで良好な手入れがされておりまして、電線にかかりそうなところはきちんときれいに<sup>きんてい</sup>剪定が施されておりまして、区内でもかなり大きいサクラ、ソメイヨシノの木になるかと思えます。幹に目立つ腐朽等は見られず、樹勢、樹形とも非常に良好でございます。

3件目は、中井二丁目になります。ごらんの図の左下のほうをごらんいただくとわかると思いますが、林芙美子記念館のすぐ近くのお宅となります。樹林状の土地に、もともと保護樹木が3本ございますが、そこに追加で指定の申請があったものとなります。それぞれ、7本のうちの1本目から御説明をさせていただきます。

まず1本目、これはスタジイとなります。樹高が11メートル、幹周りは1.73メートルとなります。長い間、手入れをしてこなかったのか、茂っている状況ではありますが、外観上、幹に目立った腐朽等は見られず、樹勢は良好でございます。

候補2本目になりますけれども、こちらはヤマザクラになります。たくさん木があるところに生えているので、少し他の木から<sup>ひあつ</sup>被圧されており、下枝が余りないような状態ではありますけれども、外観上、幹に目立つ腐朽等は見られず、樹勢は良好でございます。

候補の3本目、こちらはシロマツとなります。高さが14メートルで幹周りは1.37メートルございます。高さが2.5メートルほどの位置で、二股に分かれております。やはりほかの木

があるところに生育しておりますので、下枝は位置が高くなっております。しかし、外観上、幹に腐朽等は見られず、樹勢も良好でございます。シロマツの指定は恐らく新宿区では初めての申請でございます。

候補の4番目、こちらはスダジイとなります。高さが14メートルございまして、幹周りは1.45メートルございます。樹林の中に生育しており、上の方が枝分かれをしてほうき状になっております。ただ、幹に目立つ腐朽等はなく、樹勢も良好でございます。

候補の5番目、こちらはクスノキとなります。高さは16メートルで、幹周りは2.14メートルとなります。少し樹形は乱れておりますけれども、樹勢は良好でございます。

候補6本目、こちらもクスノキとなります。ほかの木があるので、写真は近づいてやっとな撮っているような状況ですけれども、これは下から見上げるような形で撮っているんですけども、高さが2.9メートル程度のところで幹が2つに分かれている状況です。ちょっと幹が左方向に傾斜はしていますけれども、良好な生育状況でございます。

候補7番目、こちらはエノキとなります。樹高は15メートルで、幹周りは1.52メートルございます。やはりほかの木と一緒に生えておりますので、下枝が少し高くなっておりまして、樹形が乱れておりますけれども、根張りの状況はよく、樹勢も良好でございます。

ここまでが保護樹木の指定の案件でございました。ここから先、保護樹木等の指定の解除について御説明をさせていただきます。

今回、保護樹木は6件、7本解除のお申し出がございました。

まず、1件目ですけれども、昭和50年に指定をしておりますクヌギの木となります。幹周りは1.75メートル、申し出の理由は、建築計画の支障でございます。場所は下落合四丁目です。

2件目、こちらは平成3年に指定したメタセコイアです。大京町にございます。こちらも建築計画の支障ということで出ております。

3件目、こちら原町一丁目、平成6年に指定しましたソメイヨシノ2本ですけれども、やはり建築計画の支障ということでお申し出がございました。

4件目、平成4年に指定したソメイヨシノになります。こちらは残念ながら枯死してしまったということでお申し出をいただきました。大久保一丁目の案件となります。

5件目が、昭和52年に指定をしましたイチョウとなります。高田馬場一丁目にございまして、こちらも建築計画の支障ということでお申し出をいただいております。

6件目、下落合二丁目、こちらは平成13年に指定をしたムクノキ、幹周りが2.10メートル

ございますが、こちらは土地の売却ということで、解除のお申し出がございました。

いつもはここで保護樹木に関して1件ずつ御説明するんですけれども、実は保護樹林の一部解除のお申し出が、この1件目のクヌギの木の解除の案件とかかかわるところがございますので、先に保護樹林の解除の御説明をさせていただきます。

やはり昭和50年に指定しております保護樹林なんですけれども、ここには記載していませんが、もともと931平方メートルを樹林という形で指定していた場所の、419平方メートルを解除したいというお申し出でございます。理由は土地の売却と分割ということでございます。

では、1件目、保護樹木、クヌギの解除と保護樹林の一部解除に関しまして、まず御説明をさせていただきます。

この場所はもともと保護樹木が11本、保護樹林が931平方メートルある一つの敷地でした。この931平方メートルの樹林を相続と土地の売却ということで、所有者さんが図面に線が入ってあるとおおり4分割されました。

現在は、南側の図面でいうと下から2件の土地に関しては個人の方がお持ちで、北側の2件については法人が所有している状況でございます。保護樹木は南側からそれぞれの土地に4本、3本、3本、1本ございます。今は、一番南側の緑色の線で囲まれている土地だけが512平方メートルあり、他は小さくなってしまい、保護樹林の指定要件である500平方メートルを下回ってしまいました。

今回、保護樹木に関しては、先ほどの図面で一番北側にあるクヌギ1本についてですけれども、その土地の北側にちょっと大きい土地をお持ちになっている所有者さんがこのクヌギのあるところの土地を取得しまして、一連の土地で建築計画があり支障になるということで解除のお申し出がございました。

このクヌギなんですけれども、樹木を調査したところ、根元付近の幹に大きな空洞がありまして、周囲の樹木の<sup>ひあつ</sup>被圧で下枝も高く、木の形も乱れて、木の勢いもかなり衰退していました。道路幅員が1メートル程度しかないような非常に狭いところで、こんな形の擁壁の上に実はこの木が立っておりまして、かなり腐朽しているということで、危険があるかということで、こちらにも精密診断しなければいけないんじゃないかというようなことも含めて考えていたところではあったんですけれども、こういう形で建築計画に支障になるということで、解除のお申し出をいただいたものとなります。

樹林については、先ほども御説明申し上げたとおり、敷地が4つに分割されて保護樹林の基準を満たす面積があるのが一番南の土地のみになるということで、北側の419平方メー

ルの解除の申し出をいただいたということでございます。

下落合四丁目に関しては、以上でございます。

引き続きまして、保護樹木のほかの2件目以降の御説明をさせていただきます。

2件目は、大京町のお宅となります。旗竿状の敷地の中にメタセコイアの木があり、高さが25メートル、幹周りが3.5メートルという非常に立派なものでございます。敷地のもともと建っている家、あと、隣地の塀などに非常に近い位置に立っておりまして、ここも所有者さんのほうから土地の売買と、あと、建築計画があるということで、御本人ともお話をしたんですけれども、やはりこの木を維持していくことはできないというようなことでお話をいただきました。

敷地の建物に近いところにありまして、なかなか残すのは難しい、やむを得ないのかなと考えております。

次は、原町一丁目の案件になります。2本ともソメイヨシノで、高さが11メートルあります。こちらにも建築計画があるということで解除の申請が提出されました。

この木、確認をしたんですけれども、これはサクラの花のころの写真なんですけれども、かなり2本が近接して植栽されているのと、大きい枝が枯れているような状況がございます。また、枝の先もかなり木が弱っておりまして、葉っぱが全くないですとか、葉っぱの状態が非常に悪いというような、木の勢いもちょっと弱いというような状況も見られました。

非常に近隣に近いというようなところと、こういう弱っている状況もあるということで、建築計画で敷地をどういうふうにするかはあるんですけれども、解除の申し出がございました。敷地が大きいので、緑化計画書の対象の敷地面積となるような場合には、こちらでも残す可能性がないかどうかというところは、働きかけはさせていただきます。見ていただくとおり、ほかにも木がございますので、そういった機会があれば既存の樹木を残すような働きかけもさせていただきたいなと思っておりますのでございます。

次は、大久保一丁目の案件になります。こちらはソメイヨシノなんですけれども、昨年11月に所有者さんから御相談がありまして、木の状態が非常に弱っているということで、調査を行った時点で、かなり太枝が多数切られていて、小枝に葉っぱがついているような状況がありました。花の季節に花が咲いてから、樹木の診断もしたんですけれども、腐朽も進んでいるということで、花の状態を見てから考えましょうかということでいたところ、もう花も咲かず、葉っぱも全く展開しないという状況で、完全に枯れてしまったというのを確認しまして、今回、解除のお申し出をいただいたというものになります。

幹の腐朽率そのものは30%程度で、倒木の危険度が非常に高いというところまではいって  
いなかったかなと思うんですけれども、木の勢いのほうがもう弱っていて、出なかったのか  
なというふうに考えております。

次は、高田馬場一丁目、こちらも建てかえ、建築計画の支障ということでお申し出をいた  
だいたものになりますが、道路の突き当たりにこういう形でありまして、これ、たくさん葉  
っぱがついておりますので、とても健全なように見えるんですけれども、実は近寄りますと、  
かなり、これは高さが6メートルほどなんですけれども、そのぐらいの位置で<sup>ずんどぎ</sup>寸胴切りをさ  
れていて、中の腐朽がかなり進んでおります。すき間から向こう側が今はこれ、見えてしま  
うような状況となっております。いわゆる樹皮だけで生きているような形の樹木となってお  
ります。倒木の危険性もあるのではないかとということで、今回、解除やむなしではないかと  
いうことで、建築計画だけではなく、樹木の状態も余りよくないというような状況で、解除  
という形で申請をいただいたものでございます。

次に下落合二丁目の案件でございます。こちらは平成13年に指定したムクノキですが、高  
さが13メートルありまして、幹周りが2.1メートルあります。これが対象のムクノキでござ  
います。ちょっと隣の家とかの影響で、片枝がないような状況もありますけれども、根張り  
とかそのものはよい状況ではあります、ここの所有者さんも相続か何かだと思っております、  
親族の方に以前、所有者さんがかわりまして、今こちらには誰も住んでいないというような  
状況で、この土地をやはり売却したいということでお申し出をいただきました。

かなり立派な樹木ではありますので、残せないかというような話は、これ、業者さんが来  
たときに話をしているんですけれども、接道部分が少し、写真には写っていないんですけれ  
ども、道路に面している長さがちょっと短いような土地でもありまして、そういった意味で  
も緑化計画書を提出するのも面積的には大きい土地になりそうだということで、こういった  
ものを残すと緑化計画書の面で有利になりますということも含めて、残すような働きかけは  
しようとしているところではございますが、所有者さんのほうはやはり売却に伴うというこ  
とで、一度解除させてほしいということでお申し出をいただいたものでございます。

個々の説明は以上となります。

今回の案件をお認めいただけますと、保護樹木に関しては274件、1,254本であったものが、  
269件、1,256本の指定となります。件数は5件減りますけれども、本数は2本ふえるという  
ことでございます。

保護樹林に関しましては、面積419平方メートルが減少するというところでございまして、

件数は変わらず36件ですけれども、面積が8万8,025平方メートルから8万7,606平方メートルになるということでございます。

保護生垣については、変更はございません。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何か御質問、あるいは御意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

吉川委員、お願いいたします。

**吉川委員** いろいろ御説明聞いて、解除についてはやむを得ない、何か悲しい、寂しい気がして、建築計画だとか相続だとかということで、大変残念な気持ちでしたんですけれども、ほかへ移植するとか、何かそういうシステムがあったような気がするんですが、そういった形で1本でも2本でも生かせたら、何か光明が差すなという気がするのですが、そういうことについてはいかがなものでございますでしょうか。

以上でございます。

**熊谷会長** 事務局、お願いいたします。

**事務局担当（城倉）** 今、吉川委員から移植についてのお話がありましたが、前回か前々回に一つの大きな敷地の中で、サクラとモミジを移植しました。それは場内移植で、同じ敷地の中で、ある程度機械が入って移植ができました。

初めて補助金を使って施工しましたが、今回の場合、なかなか難しい。樹木はとても重い。保護樹木になるような木は、人手では移植はできません。クレーンなり、掘り取りの機械なりを入れないと、移植はかなり難しい状況になります。まず、機械が入るかどうか。

それと、同じ敷地内で移植ができればいいのですけれども、一般、個人の方の住宅ですと、通常はそんなに広い土地ではないので、その敷地内で移植することが困難になってしまう。かといって、例えば公園に持っていくかということになると、道路には電線が走っていたり、道が狭かったりするので、樹木を運び出すということがなかなかできません。

そのようにいろいろな事情のある中で、なかなか現状においては移植をすることが難しいのではないかと考えております。

**熊谷会長** ということですが、いかがでしょうか。

**吉川委員** やむなし。

**熊谷会長** やむなしということでございます。

ほかに何かございますでしょうか。

小島委員。

**小島委員** ちょっと質問なんですけれども、中落合四丁目のソメイヨシノは、所有者様からお申し出があってということ、いきさつとしましては。

**事務局担当（佐藤）** 指定のほうでよろしいですか。

**小島委員** はい。

**事務局担当（佐藤）** お申し出いただきまして調べに行ったところ、御近所でも評判になるぐらいの大きいサイズのソメイヨシノで、私も見に行ったんですけれども、ここまで大きくて、ここまで健康に見えるソメイヨシノは見たことないというぐらい、非常に元気に育てておりました。びっくりするぐらい健康でした。

**小島委員** たまたま、私、区のほかの事業で昨年こちらを御訪問しまして、余り立派なので、保護樹木になされたらいかがですかと、一度お話しをしたので、もしそれがきっかけだったらいいなと思ったのと、そのときの印象で樹木が建物に非常に近かったので、大丈夫なのかなとその時のことをちょっと思い出したので、その辺は大丈夫そうでしょうか。

**熊谷会長** 事務局いかがでしょうか。

**事務局担当（城倉）** 2年ぐらい前に、この近所の保護樹木のソメイヨシノを調査したときに、このソメイヨシノも良い木であると思っていました。

それで、できれば指定をしてほしいということでお尋ねしたんですけれども、呼び鈴がなく、勝手に入って行って声をかけるわけにもいかないの、所有者さんにコンタクトができなかった。

たまたま半年ぐらい前に緑化相談ということで、その方の家の下水がどうも根の下を通っていて、それで詰まっているんじゃないかというお話があったときに調査をしに行くと、そのときにこういう制度がありますよという話をして、保護樹木制度を何か知らなかった、小島委員の話とちょっと矛盾するかもしれないんですけれども、ぜひこういう制度があるので指定していただませんかと言ったら、わかりましたということで申し出をしていただきました。

ソメイヨシノの位置が、隣の家に近いんですけれども、落葉等の苦情があるかどうかという話も聞いたのですが、特にそういうものはなくて、やはり御近所の皆さん、かなり楽しみにしているということで、先ほども係長が言ったように、非常に場所の割にはいい形、いい生育状況なので、もうこれはぜひとも指定したいということで、お願いをしたところでござ

います。

**小島委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** 間座委員、お願いいたします。

**間座委員** 先ほど、公園への移植が難しいと職員の方がおっしゃったんですが、この難しいというのは、3つか4つぐらい考えられる、私が思いますには、技術的に難しいのか、それとも不可能だから難しいのか、それとも予算的に難しいのか、何かちょっとそのあたり、もう少し詳しく、どうして難しいのかというのをお答えいただきたいと思いますが。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、もう少し詳しくお願いします。

**事務局担当（城倉）** いずれも該当すると思います。

まず、予算的な話をすると、先ほども言いましたけれども、木というのはものすごく重いです。人力、人の力では掘って運ぶことはできません。ということで、機械を入れなければいけない。機械を借りるには、ものすごくお金がかかります。まず、それが1点。

それだけお金をかけて移植しても、持っていった先で必ずしも生育するとは限りません。古くなればなるほど、年をとれば年をとるほど、木というのは、いわゆる<sup>かつちきく</sup>活着という言い方をするんですけれども、持っていった先で生き延びる可能性がまたそれはそれで低くなります。例えば、何百万円もかけて、その木が枯れてしまうような可能性が高いときに、それだけの経費をかけるかどうかという問題がまず一つ。それは経費的な問題です。

それから、物理的な問題、それは運搬ができるかどうか。樹木を移植するときには枝を払っていわゆる棒状にしてしまう。枝を全部取り払って棒状にして、根のところは根のお団子状に、かなり広い範囲で根をとらなければいけないんですけれども、それをとったとしても、道路を運べるかどうか。例えば、4メートルしかない道路に大きな積む機械、例えば、10トンなり20トンなりのトラックを持って行って、なおかつ50トンクラスのクレーンを使ってそこに載せられるかどうか。物理的には、そういうことが難しいという話になります。

それから、生育的にというんですかね、それだけ運び出すには枝を全部落とさなければ運べないということと、枝を全部落としてしまうと、果たして生存できるかどうか、移植するときに。そういう問題も出てきます。

ですから、何も無い広い原っぱに、ある地点からもう一つの地点に運ぶときには運搬できる可能性がありますけれども、新宿の狭い道、それから、住宅が密集しているところで、その木を掘り取って、新たな公園なり別の場所に持っていくということは、現実的にはかなり

難しいのではないかと、そういう意味で難しいという判断をさせていただいています。

**間座委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** いかがでしょうか。

ほかに何かございますか。

では、丹羽委員からお願いいたします。

**丹波委員** 今、解除された保護樹林の中に、保護樹木に指定できるようなものがあるのではないのでしょうか。その場合には、指定ができるように思うんですけども、どうでしょうか。

**熊谷会長** ありがとうございます。

今の丹羽委員からのご質問について、事務局。

**事務局担当（城倉）** この土地の中には、もともとの一体の土地のときには11本。四分割された土地に4本、3本、3本、1本、保護樹木が既にあります。樹林としては解除しますけれども、樹木としてはそのまま保護樹木として残ります。

それと、それ以外はほとんど樹木がありません。下がササの原っぱになっていて、対象となるものはほとんど全て保護樹木のまま、所有者は変更ということになりますけれども、樹木は今の時点では残存するということになります。

**丹羽委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかにございますか。

藤田委員、お願いいたします。

**藤田委員** 同じ質問だったので。

**熊谷会長** 同じですか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、小野委員、お願いいたします。

**小野委員** 指定のほうなんですけど、1番目のタイサンボクの根元がかなり小さくて窮屈そうな感じに見えるんですけども、これは生育にこれから支障をきたすとか、そういうおそれはないのでしょうか。

**熊谷会長** ただいまの質問に対して、事務局いかがでしょうか。

**事務局担当（城倉）** これはベストな状態だとは言えません。できれば、根元の周囲は土がたくさんあって、それで根が十分張れるほうがいいのですけれども、こういう状態になってかなり年数がたっていると考えられます。その中で、今の時点ではかなり木の勢いはいいということ指定させていただくことにしました。

ただ、理想を言えば、もうちょっと舗装をはがして、広い範囲に土が表面に出てきて、雨

水が吸い込めるような形にするほうがベストですけれども、こういう状態でも今の時点では大丈夫と判断をさせていただきました。

**小野委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかに、いかがでしょうか。

私から質問させていただきたいのですが、たまたまこのタイサンボク、立派な木で、今回指定できるというのは大変好ましいことだと思いますけれども、このお宅は既に何本か保護樹木にされていますよね。それで、この木だけ何で今回出てきたのかというのが、そこら辺が何かの事情があったのか。私、このぐらいの木だったら、ほかの樹木を指定したときに対象になり得たんじゃないかと思うんですけれども、指定したのがかなり前で、昭和の50年とかで、何かその辺の事情をちょっと聞かせていただきたいと。いかがでしょうか。

**事務局担当（城倉）** 会長が言われたように、残りの既に指定してある樹木については、昭和50年に指定したものです。その時から、もう40年以上たっています。2年前に今指定してある保護樹木を調査に行きました。そのときにこのタイサンボクを見つけました。幹回りが120センチメートルぎりぎりというか、ちょっと超えたぐらいなので、40年前はその大きさがなかったのではないかと。今回行ったときに、その指定基準を満たしているということで、交渉した結果、指定してもいいよという話になって、指定させていただくことになりました。

**熊谷会長** ありがとうございます。納得しました。

続いて、解除のほうで一つだけまた事情を聞かせてほしいんですけれども、大京町のメタセコイア、これは指定がそんなに前じゃないですよ。平成3年だから、ことしで27年になりますね。

皆さん御存じでしょうけれども、メタセコイアというのは成長がもう著しく旺盛で、どんどん大きくなって行って、この根元の様子を見るとかなり今きつそうに見えますけれども、この辺は指定の段階で、特に成長の早い樹木については、できれば所有者の方にある程度注意してもらおうのと、このぐらいになってしまうと、もう移植どころか、切るにしても大変な作業になるので、いろいろな費用もかかると思いますので、成長の早い木が将来どうなるかというのは、区のほうの専門の人はよく理解されていると思うので、指定の際に、所有者の方に、説明していただきたいと思います。

メタセコイアって結構大きくなるので、地域の人にとってはいいシンボルになる樹木ですので、今回の解除について私はやむなしと思いますけれども、この辺がどうも、何年か後にはこのぐらいになるとか、あるいはこの木は非常に立派だけれども、今指定しても残りわず

かで解除しなければならないような状況に追い込まれるというのは、ぜひ専門の方の知識を上手に生かしていただけたらと思いますね。

審議案件としてここへ出てきてからでは、結局認めるか、認めないかという話になってしまって、なかなか手厚い保全の方法をなかなか考えにくいので、ぜひその辺をこれからも留意していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

副会長、何かほかにございますか。

**興水副会長** 保護樹林の1番のことなんですけれども、ちょっと理解できていなかったんですけども、十分に。所有者がかわったとか、かわるとかという話と、指定解除の話が同時に出てきたので、その前後関係がよくわからなかったんですけども、指定解除の申し出は、前の所有者の方が言ってこられたんですか。今の所有者の方と違うんですか。

**事務局担当（城倉）** 4分割をした土地を新しく手に入れた方が、保護樹木の指定解除を申請されました。

**興水副会長** 保護樹林については。

**事務局担当（城倉）** 保護樹林については、規定を満たさないので、区で判断をしたということになります。要するに、500平米以上ないと保護樹林に指定できない。

**興水副会長** じゃ、規定を満たさなくなったので、指定要件から外れたので、自動的に保護樹林から外れたと、そういう意味ですか。

**事務局担当（城倉）** はい、そういう解釈でよろしいと思います。

**興水副会長** そのことは、所有者の方にはどう伝えたんですか。お宅の持っている保護樹林は自動的に保護樹林じゃなくなりますよ、ついては管理費とかその他全部なくなりますみたいなことはお伝えしてあるんですか。

**事務局担当（城倉）** 分割をした時点で、もう保護樹林の話は、新しく手に入れた方は保護樹林ということを知らないと言ったら変な言い方になるかもしれないですけども、要するに、保護樹木が1本ありますよという言い方しか私どものほうはしなかったような気がします。

**興水副会長** 全体が保護樹林で、お宅はその一部がありますよ。中に保護樹木もありますよみたいな、そういう話だったんですか。

**事務局担当（城倉）** そうではなくて、最初からこの一番上の三角形の土地については、保護樹木が1本ありますよというお話をしたと。

**興水副会長** 保護樹林の話は全くされていなかった。

**事務局担当（城倉）** はい。

輿水副会長 ちょっと何か、舌足らずなような気もするんですが。

熊谷会長 鶴田委員。

鶴田委員 そうすると、三角のところだけが保護樹林としては解除されて、その野鳥の森公園の右側の大きい面積の2つは、まだ保護樹林のままということでしょうか。

事務局担当（城倉） そうではないんです。一番下の512平米、四角い部分のところしか、保護樹林として。

鶴田委員 しか、残らないんですね。

事務局担当（城倉） はい。

鶴田委員 そうすると、その分割されて、この上の青い3つのところの所有者さんは皆さん分割されてかわられたわけだけでも、そのときに保護樹林がかつてはかかっていたけれども、今はもうかからないという形になっているということ。

事務局担当（城倉） 2番目のところは、一族の方なので御存じです。

鶴田委員 ああ、御存じで、それが納得されているというか、面積ということですね。

事務局担当（城倉） そうです。3番目のところについては、ちょっと変な話なんですけれども、まだ入手した方とはコンタクトがとれていない。ちょっとその辺が開発のほうといろいろ問題がありまして、区で働きかけているんですけれども、コンタクトがとれていない状況になっています。

ただ、保護樹木としては存在していますので、早い時点で連絡をとって、そのまま引き継いでもらうと、保護樹木を。というような手続を今、進行中のところですよ。

ですので、もともと保護樹林だったけれども、保護樹木が3本残っていますよというお話はこれからできると思います。

鶴田委員 今後もこういう形で、ここは斜面地だと思うんですけれども、相続とかで分割というのは往々にして起きていくことだと思うんですが、多分、規定では1つの面積で500平方メートル以上というのがあると思うんですけれども、本当に幾つかの所有者でつながっていれば、合同で保護樹林に指定するみたいなことというのは、もちろんその規約とかを変えなきゃいけないかと思うんですが、そういう管理のあり方というか、そういう支援の仕方というものもあるんじゃないかなということを、ちょっと思いました。

熊谷会長 副会長、お願いします。

輿水副会長 一応、大体わかってきました。昭和50年にこれは保護樹林として指定されたということですから、大分前ですよ。そうすると、現在になってみると、所有者の方は保護樹

林であるということ、保護樹林をお持ちだということの意識が弱くなっていたということが推察される。

しかし、所有者がかわった場合には、この条例によれば、速やかに所有者がかわりますということは区に申し出なきゃいけないことなんですよね。ところが、それが届けられていないということは、余りその保護樹林を所有しているという意識が希薄になっていたというふうに思われるんですが、多分そういうことでしょうか。

今、区のほうでは、ここは実は保護樹林なんですよということを所有者の方に呼びかけているというか、お話しされているということなので、少しその保護樹林に対する意識も出てきたのかなという気もするんですけども、そんな状況だと思っていいますか、今は。

**事務局担当（城倉）** そのとおりでございます。

**奥水副会長** なるほどね。わかりました。ありがとうございました。

**熊谷会長** ほかにはいかがでしょうか。

この問題は、樹木のほうも成長したり、あるいは枯死したり、時間の流れの中で大きく変化しますし、土地所有者の方も世代がかわられたり、それから、よくあるのは非常に指定時は熱心な所有者の方が、必ずしも次の世代の方がそういうことに対して、むしろ無関心であって、その結果、土地は相続の対象としてきちっと法律的に手続きしなきゃなりませんけれども、その上物の樹木については全くそういうような手続きを知らないというような、関心がないのも一つでしょうけれども、全くそういうことを知らないというような、そういう状況ですので、一番いいのは、できるだけ最初の所有者の方がまだ御存命でお元気なうちに、土地の相続に絡めてみどりの相続についても少しいろんな意味で伝えておいていただくというような、日常、みどりに対して温かく接していただくように、区民の方に何かお願いするしかないかなと思いますし、そういう意味では、事務局の担当の方は2年ぐらいつかわる割には、ここのところきちっと引き継がれていて、城倉さんみたいな大変なベテランの方が顧問といいますか、特別な職員でおられますので、今のところはいいですけども、課長、よろしく。

**みどり公園課長** 会長の意見を踏まえまして、本当に普及啓発、よく心がけてやっていきたいと思えます。

**奥水副会長** だめ押しするようで恐縮なんですけれども、今、会長が言われたことはとても大事なことで、一言、おっしゃったのはね。

この土地はとてもそういう意味で大事なんですよということも言っていただくと同時に、

このみどりが大事なんです、みどりもあなたの財産なんですよと。その財産をどう継承するんですか、相続するんですかという、そういう意識もぜひ持っていただきたい、所有者の方には。とりわけ保護樹木、保護樹林を持っている方には、これは財産なんです、あなたのと。それをどう継承するのかという、そういう意識をやっぱり強く持っていただいて、固定資産の当然、土地だけじゃなくて、やっぱりみどりが財産だということを日ごろから、みどり行政として所有者の方に常に伝えていただくような努力が必要かなというふうに思いました。よろしく願いいたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。ぜひそういう工夫もしていただいて、多分、表彰がいいと思いますよ。長く保護樹木を育てて引き継いでいこうとされる方には、何年かごとにその人を表彰すると。新宿区みどりの特別賞、格好いいね。そんなこともご検討いただけたらと思いますので、これからもぜひよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。お認めいただいたということでもよろしいでしょうか。

---

#### ◎新宿区みどりの基本計画の策定について

**熊谷会長** それでは、本日の審議事項はこの1件だけでございますが、次に報告事項がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、報告事項ということで、「新宿区みどりの基本計画」の策定について報告いたします。

資料4をおあげください。

「新宿区みどりの基本計画」がこの3月に、無事策定されました。今回、皆様にパブリックコメントの実施結果、そして、「新宿区みどりの基本計画」の冊子をお配りさせていただきます。

この資料4の1枚めくったところが、「みどりの基本計画」の本編と概要版の皆様への送付文になります。その下に、「みどりの基本計画」改定素案に対するパブリックコメントの実施結果をつけております。前回の審議会ของときは、まだ確定していない途中段階の資料で御審議いただき、いろんな意見をいただきました。今回の資料が最終的に決まり、確定して公表した内容になります。

パブリックコメントは224件、25名の方から意見が出ております。こちらにまとめたとおりになりますが、4番の意見の方針への反映ですが、意見の趣旨を踏まえて計画に反映したものが67件、そのほか、aからfまでの整理をしております。

この次の1ページから17ページまでで、全ての意見とそれに対する対応を掲載しております。本日は特に、この「意見の趣旨を計画に反映する」の部分、67件のうちの主なものについて簡単に説明させていただきます。

この資料をめくって17ページまでいきましたら、その次にまた1ページというのが出てきます。「新宿区みどりの基本計画（改定）」（素案）からの主な変更点、こちらをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、1番目ですけれども、パブコメの中で、みどりはなぜ大切なのか、第1章の冒頭でも書いてほしいということを受けまして、第1章の冒頭の改定の背景のところに、みどりの必要性をこちらの文章のように加筆したという状況でございます。

続いて、番号の2番目でございますが、東京都から、東京都の関連計画もぜひ書いてほしいという意見があり、東京都の「緑確保の総合的な方針」、また「都市計画公園・緑地の整備方針」、こういったものを関連計画の中に加えております。

1つ飛びまして4番です。こちらは審議会で出た意見を反映しております。自然と人のかかわりについて着目した記載をという御意見の趣旨を踏まえまして、生物多様性の説明文の中に、「近年は、自然と文化（人間）のかかわりの視点を重視した「生物文化多様性」という言葉も使われています。」といった言葉を書き加えさせていただきました。

次に、2ページ目をごらんください。

こちら審議会の意見でございますが、5番目です。植物の外来生物についても記載をという意見の趣旨を踏まえまして、外来生物の説明の中にツマアカスズメバチに続きまして、植物ではアレチウリやオオカワヂシャなどと、植物の危険な外来種なども加筆しております。

続いて、6番ですけれども、こちら審議会の意見になります。第2章、第3章の表紙の写真ですね。ただお花の写真を載せていたんですが、場所や人の写真にして、みどりの活動がわかるようにという意見を踏まえまして、まちの緑化やみどりの事業の写真に変えております。これは第2章、第3章ともこのような意見を踏まえて変えております。

第16番の意見も、これと同様の修正になります。

そのほか、7番以降、データや表現への意見がありましたので、こういったものを最新のデータにしたり、また、表現なども改めております。また、図の見やすさ、もっと図を見やすくという意見もかなりありまして、例えば10番など、図の見やすさをかなり訂正しております。

隣の3ページの13番に飛びまして、こちらは審議会の意見でございます。生き物の飛翔距

離の短い昆虫には草地のコリドーが必要といった具体的な意見もいただきました。このため、エコロジカルネットワークの説明の中で、「飛翔距離の短い昆虫などのためには、草地のコリドー（移動空間）の保全と創出が大切です。」といった記述を加えさせていただきました。

1つ飛んで15番ですね。パブコメですけれども、広域のエコロジカルネットワークの中で、ハヤブサを例に挙げておりました。森林のほうから新宿区までのつながりということで書いていましたが、パブコメの意見の中でハヤブサは崖地に営巣するので樹林とのつながりは、オオタカのほうが適当ではといった意見をいただきまして、オオタカも新宿区の中で確認されておりますので、こちらの記述をオオタカのほうに見直しております。

続きまして、次のページにいただきまして、18番の部分です。こちら審議会でいただいた意見です。生態系サービスと施策とのかかわりがわかるようにという意見をいただきまして、生態系サービスとのかかわりを表示いたしました。各行動方針のタイトルに関係する生態系サービスを記載したといった修正を加えております。

続きまして、この20番になります。こちら審議会の意見になりますけれども、地域別方針の中で具体的な生物種を入れられないかという趣旨の意見を踏まえまして、各地域のエコロジカルネットワークの中に、例えば、四谷地域では内藤とうがらしなども加えております。

22番、23番でございますが、計画に使用している根拠、数字、また、用語等の説明のために、資料編を丸ごと加えております。また、用語説明も丸ごと加えております。

最後の24番になりますが、こちらが概要版の表紙になりますが、アカミミガメの写真を使っておりましたが、冒頭のイメージ写真としては外来種であり、ふさわしくないということで、少し見づらいですけれども、アユの写真に変更しております。

このような主な修正を加えさせていただきました。

本日お配りいたしましたものが、製本しました「みどりの基本計画」の本編と、少し薄いほうが概要版の冊子になります。作成に当たりましては、みどりの推進審議会の委員の皆様におかれましては、丸2年間、実に審議会6回にわたりまして、たくさんの御意見、御指導をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日お配りしましたこの冊子が最終版、完成版の「みどりの基本計画」になりますので、後ほどゆっくり目を通していただければと思います。

また、あわせて本日、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」という冊子も改めてお配りさせていただきました。この計画は昨年9月につくりました、「みどりの基本計画」の下に位置いたします個別プランになりますが、こちら製本ができましたので、あわせて目を通し

ていただければと思っております。

みどり公園課としまして、大きな計画が2つ完成しまして、これから計画内容の実現に向けまして、みどり公園課一同、努力してまいりたいと思います。審議会の皆様には、引き続き御指導よろしくお願ひいたします。本当にありがとうございました。

**熊谷会長** ありがとうございました。大変立派な計画をまとめていただいてありがとうございました。

区内のあらゆるいろいろな施策とみどりがかかわっておりますし、それから、全体の新宿区の基本計画で、区内の各課と、あるいは部と、あるいは区長と、いろんなところでこの調整をされたようで、さらにそれと並行して、大変多くのパブリックコメントに対する御意見をいただいて、多分、事務局はこれで大変な労力を使っていたのではないかと思います。それはまず御苦労さまでした。ありがとうございました。

と同時に、今、御説明いただいたように、これに対しては前回までの審議会の委員会で、審議会の委員の方からいろいろな御意見、あるいは御示唆をいただきましたので、それについては今、事務局のほうから御説明しましたけれども、できるだけいろいろな文章の中へ取り入れさせていただいたというようなことでございます。

一応これで完成の報告書ですので、ここで修正の御意見というのをいただいても、ちょっと私の耳に入らないようなことになりますので、それは冗談ですが、本当にありがとうございました。

ただ、これからゆっくりとぜひお持ち帰りいただいて、目を通していただいて、この計画は5年ですか、10年ですか。

**みどり公園課長** これは10年になります。

**熊谷会長** 10年ですか。一応これから10年はこの計画を基本にして、新宿区のみどりはいろいろ行政上の施策を進めるということでございますので、ぜひ今後とも御指導いただきたいと思ひます。

何か御意見、御感想があればお伺ひしますが。

吉川委員、よろしくお願ひいたします。

**吉川委員** 大変丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。

新宿中央公園、前回、去年もこの審議会において、いろいろ皆さんで検討していただきまして、ちょうど開園50周年ということでございます。また、29年度より新宿中央公園魅力向上推進プランも作成されてございます。そして、きょうのみどりの基本計画についても、い

ろいろ御意見を集約させていただきました。ただ、これは30年度から始まる計画でございますので、まず初年度については、新宿中央公園についてどんな計画を実行される予定なのか、参考のためにお聞きしたいと思います。

それと、29年度におきましては、学校における芝生化、これもこの審議会で議題に上がりまして、着々と進めているというお話でございましたが、区に地域協働学校という学校が設立されてございます。その学校便りに大久保小学校より人工芝完成という報告が記載されておりました。ということで、芝生化の現状と経過についてお聞きしたいと思います。

それともう一つは、これも前々回ですか、生け垣について保善高校、これは大変皆さん御検討いただきまして、大変もったいないので、これからその推移、できたら指導していただきたいという結論であったと思いますので、その経過についてお話を聞かせていただけたらと思います。

また、もう1点は、これもこの前の提案の中で、箆笥地区の区立市谷船河原町公園、ベンチが大変粗末であるということでもございましたが、改善していただきました。大変座り心地のよいアイデアで改善していただきましたので、これはその成果として、お礼を申し上げたいと思います。

以上4点ですが、御報告いただければと思います。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。最後はお礼ということでございますので、3つの点について御質問がありがたいのですが、いかがでしょうか。

**みどり公園課長** それでは、まず新宿中央公園の関係について、私のほうからお答えさせていただきます。

お手元の冊子の中に、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」の概要版が入っていますが、ちょっと開いていただければと思います。

こちらが29年9月につくりまして、もう早速その年からとりかかっております。まず、老朽化して撤去しました、非常に人気のあった複合遊具ですね。こちらを昨年度中に、3月までの間に、最新の複合遊具をつくりまして、大人気の遊具となっております。そして、今年度もどんどん計画の推進に取り組んでおります。

吉川委員からは初年度ということでしたけれども、こちらを1枚あけていただきまして、新宿中央公園の魅力向上を、公園全体のゾーニングをしっかりと定めて、さらに、まちからの視点、大きな公園だけからではなくて、まちからも見た公園の魅力向上、こういったものを

総合的に図っていくという視点です。

こちらのいろいろなパースが載っているものですが、今年度から積極的に取り組んでおります。まず、芝生広場、そして北側のポケットパークと言われているエントランスですね、これをまず整備してまいります。これは来年度中にはきれいなものになるという予定で進めております。

さらに、その次として、32年度までに眺望のスポット、高層ビルが見える眺望のスポットの整備、また、複合遊具を整備しましたけれども、乳幼児が安心して遊べるような遊び場もあわせて整備していくと。3年間で区として力を入れて、こういう整備をしていきたいと考えています。

さらには、イベントの促進ということで、イベントの基準を少し緩和しまして、いろんなにぎわいを呼ぶイベントも導入していきたいと考えております。また、同時並行で、新宿区だけで整備するとかではなくて、その下に公民連携と書いてありますけれども、いろいろ民間企業等の力も取り入れながら、活性化を図っていきたいと考えております。公民連携としては、区で初めてになります、ネーミングライツの導入、これは新宿中央公園のトイレについて今年度中にネーミングライツを導入する予定です。

さらには、オリンピック・パラリンピックまでにカフェ、レストランですね、本格的なこういった施設も民間活力を活用して導入していくと、こういった形で魅力向上を図ってまいります。

**事務局担当（佐藤）** それでは、続きまして、学校の校庭の芝生化に関して、御説明を佐藤からさせていただきます。

教育委員会のほうでこの学校の校庭の芝生化をやっておりまして、そのことに関してですが、平成20年度に小学校の校庭の芝生化について検討委員会を設置して検討、方針を決定しております。

まず、導入が可能なのは天然芝とするということで、東京都の補助金、日照がちゃんととれるか、芝生がちゃんと生育するように日当たりが大丈夫かみたいな条件があるんですけども、そういったところをクリアしたところは天然芝として、その天然芝の導入が困難なところは人工芝で整備をするということでございます。

ただ、中学校は部活があるということで、基本はダスト舗装かアンツーカ舗装をするという方針で決めております。

平成29年度までに、エコスクールの整備推進事業というのを教育委員会でやっておりまし

て、そこで校庭の芝生化はやっておりました。ただ、残念なことに、もう天然芝ができるところがなくなってしましまして、今まで4校、四谷第六小学校、西新宿小学校の第二校庭、天神小学校、落合第五小学校という4校で、天然芝整備をやったんですけれども、ほかの小学校は人工芝整備ということでございます。大久保小学校の人工芝については、平成28年度に学校運営課で人工芝にする工事を行っておりまして、その報告を29年6月に行ったものがそのお便りに載ったという話のものかなということでございます。

それと、保善高校の生け垣なんですけれども、平成29年8月の審議会で一部解除という形をとりました。32メートル解除したいということで申し出をいただきました。部分的に既存の生け垣が枯れてしまったということでございます。

確認しましたところ、枯れてしまったところの生け垣は撤去して、樹種を変えて、フイリマサキできれいにまた植栽がされてございまして、みどりが今また、木の種類は変わりましたが、みどりのつながりはできている状況でございます。これからいい形でフイリマサキが育ってくれば、再度その32メートルの追加でもう一度保護生垣に指定することが可能になるのかなということで、現地のほうは見ております。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

吉川委員、いかがでしょうか。

**吉川委員** ぜひ32メートルですか、指定できるように御努力願いたいと思います。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

**熊谷会長** どうぞ、鶴田委員。

**鶴田委員** この新宿区みどりの基本計画、すばらしい冊子に仕上がったかと思うんですけれども、本当に中身が濃いものだと思うので、これこそ本当に、それこそ区内の小学校、中学校の先生方にも読んでいただきたいなど、とても思うんですね。

概要版もおつくりになられているので、これら本編、概要版含めて、どのような配布計画があるか、それから、そういう教育者の方にこれを見ていただく機会みたいなものがあるかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

**みどり公園課長** 現在、刷りましたものは、まず必要な部署に、学校にも全学校というわけにはいきませんが、教育委員会等に送ります。ただし、今の御意見もございましたので、やはりいろんな学校緑化等含めて進めていきたいと考えておりますので、概要版を中心に学校等に配ることは非常に有効だと思いますので、そのように検討したいと考えております。

**鶴田委員** 特に、理科、社会の先生方に、この例えばエコロジカルネットワークの視点ですとか、こういったこと、自分の地域はここだけでも、周りの自然とこんなふうにつながっていると、そういうことを地域の愛着を持って、本当に基本計画の各地域のところも、皆さん自分の地域の中の施策としてもすごくいい教材になると思いますので、ぜひアピールをお願いしたいと思います。

**みどり公園課長** これからまた大量に増刷もしていきますので、そういった方面にもPRしていきたいと思います。

**熊谷会長** 池邊委員、お願いいたします。

**池邊委員** 2つほどお願いというか、意見と両方があります。

1つは、みどりの基本計画、本当に皆さんの御尽力でとてもいいものができ上がったんですけれども、やはり新宿区の場合には、他区に比べて法人のところが多い部分、地域によっては中井とか落合とかは全然住宅地ですから、全く違うんですけれども、やはり若い世代のNPOとかの担い手の育ち方が、やや今後懸念があるなという気がして、今回のみどりの基本計画の中では、余りその担い手というところには、いわゆるPTAとかそういう学校を通じてとかというところは今までもやられていますし、あれだと思えますけれども、今後のもう少し能動的な担い手づくりみたいな部分、そういうところについては少し補強する必要があるのかなというふうに思っています。

それに関連してなんですけれども、今回、この新宿中央公園のプランができたというのは非常にいいことだと思うんですけれども、御存じのように、今、豊島区なんかでは池袋を中心とした4つの公園を、まちづくりの核として位置づけて、駅からその4つの公園に行くまでの通りも含めた大きなエリアマネジメントとして、その拠点として各公園が機能するというようなことを位置づけております。

それで、やはりちょっと私はとても残念だったことは、丸の内とかも企業がさまざま、もうこれは20年、30年ぐらいの歴史がありますけれども、エリアマネジメントの先駆けとしていろいろやってきた。ですから、今の大手町なんかの美しい公開空地なんかのみどりがあったりするわけなんですけれども、三井不動産さんなり、三菱地所さんだったり、さまざまところがそれに連携して公開空地をきれいにしていくというようなところがあるんですけれども、やはり新宿の西口というのは、今、区の方は重々御存じだとは思いますが、立体的に歩車分離でやったがために、昔からのビルのところがややほかの新しいところと比べると賃料なんか落ちていて、じゃ、これから10年先に西口地域がどうなるんだというこ

とから考えると、非常に懸念があります。

そういった意味では、この新宿中央公園に至るまで、ただ一方でバスタができたり、新宿にはさまざまな違う要素もできていますし、あと、青梅街道沿いには病院とか、そんなものもできていますので、そういった意味ではもう少し、新宿中央公園のこのエリア、これで行くと全体のエリアですかね、エリアにいらっしゃる法人さんとか、あるいは百貨店さんですか、そういうところも含めたエリアマネジメントの展開、その拠点として公園が機能するというような、もちろん今まででも提携だとか共催だとか、そういう形でのお金とかはやっているんだろうと思うんですけども、それがもう少し区民参加と一緒に目に見える形で新宿をもう一度盛り上げていこう。多分、私なんかもそうですけれども、超高層ができて上がったところの新宿西口というのは非常に美しいところだったわけですけども、私なんかは縦方向にもし公園ができていたら、今ごろセントラルパークのようなものが新宿にできていただろうと思うんですけども、悲しいかな、十二社に面して横方向に緩衝緑地のような形で公園ができてしまった。

ただ、それを今回、魅力向上推進プランということで、それを縦方向に、駅のほうに持っていこうという推進力をつくられたので、ぜひとも法人の方々、それに市民の方々が参加するような形で、このエリア全体のバリューアップをやっていただければと思います。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

何か事務局から、特によろしいですか。じゃ、部長からひとつ。

**みどり土木部長** ありがとうございます。

今回、新宿中央公園のこの魅力向上推進プランというものを作成させていただきました。この大きな一つの方向性といたしまして、今、委員おっしゃったように、新宿が地盤沈下しないようにと、今言われていますのが、何か東高西低、東がだんだん今、いろいろと強くなっていると。ここらで渋谷だけではなくて、新宿も頑張らねばというところで、今年度、新宿区に新宿駅周辺担当部というのが新たにできました。

いろいろと新宿駅の周辺が、新宿駅がつくられて約50年、駅の周り、いろんなビル等ちょっと老朽化をしてきて、広場もその当時、車中心でつくられたというような広場、こういうものをいろいろと改造していこうではないかと。

その中で、やはり東側が新宿御苑、西側が新宿中央公園、こういうものを結んだ中で、みどりの回廊もひとつそういうつくる中で、新宿駅だけではなく、その周辺の広がりはどう持

っていかと。そのためには、この新宿中央公園の魅力もしっかり向上させないと、到達点、目的地としての魅力がないと、やはり新宿駅全体の盛り上がりにはならないだろうということで、こういう計画を立てました。

今、委員おっしゃったような、新宿が負けないような、これから取り組みを、イメージとしては2040年を目指して何をやるかというようなところを今、一生懸命考えているところがございますので、今後ともいろいろと御理解、御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

もともとこの新宿中央公園は、東京都が最初はいろいろ管理し、運営し、そのときにもしっかりもう少し新宿区のほうに知恵をかりに来ればよかったのに、借りに来なかったので、今になって譲り受けた新宿区が苦勞しているんですけれども、石原さんとかあのあたりからがんが頑張ってくればよかったのですが。

何が私は言いたいかというと、やはりあそこはもとの地主の東京都、都と非常に緊密な連携を組んで、その気になっていただければ、今の知事もみどりとか、そういう公園の運営に関しては大変理解を示すと思いますので、ぜひその辺の連携、それから、西口はどうしても私鉄ね。小田急、京王、そのあたりを巻き込んで、あるいはたくさんホテルありますよね。だから、交通系のそういう企業と、それから宿泊のホテル系を一緒にかかわってもらえれば、大変そこに都がついてくれば、新宿区で賄い切れない部分を十分フォローしていただけるので、駅だけじゃなくて、ぜひJRだけじゃなくて、メトロだけじゃなくて、都営地下鉄もありますし、都とうまく連携をとってやっていただければと思います。

実際にここ新宿中央公園は、数年前から指定管理者制度を導入して、その人たちが頑張っていて、中ではそういう鉄道会社とか、デパートとか、あるいはホテルとか、いろんな協議会みたいなのをつくって頑張っているようですが、それを一つのコアにして頑張っていただければと思います。これは本当、東京都がこの新宿中央公園をフォローする義務がありますよね。

どうぞ、竹川委員、よろしくお願いいたします。

**竹川委員** まず、こういう新宿中央公園魅力向上推進プランをおつくりいただいて、本当に感謝申し上げます。

ただ、これの25ページにある5号街路、4号街路、3号街路、ここからのアクセスが公園まで、非常に行きづらい。特に、都庁が暗い。暗いので、女性が行きたがらない。ここを行

きたがるようにぎわいの通りにしていただきたいと思うのと、もう一つ、31ページの重点というところで、眺望のもりの整備イメージというのがあるんですが、これ、どうしても公園側から都心を撮っているんですが、一つ忘れないでいただきたいのは、このコクーンタワー側から見た公園というのが、真っ暗で何も見えないんですね。

先ほどのその都庁の話とも同じなんですけど、ここが暗いために何も見えないので、本当は高層ビルから見る公園の長めが最高の景色なはずなんです。なぜかという、みどりがあるわけですから。そこを眺める姿がすばらしいはずにもかかわらず、見ても何も見えない。都庁が邪魔して、暗くて見えない。そこの先の新宿中央公園が暗くて見えない。こういうふうになっているので、なかなかアクセスしにくいんだらうと思うんです。

これはぜひあちら側、三井、京王、あの辺から、上から眺めた新宿中央公園のイメージを刷新していただくだけで、そこへ歩いていこうという気持ちが起こると思うんですね。それをぜひ考えの中に入れていただけたらと。

それと、会長のおっしゃるとおり、ホテル、電鉄とタッグを組んで、ここに少なくとも海外の方々が数千万人、多分お見えになると思うので、その方々の好みを受け入れるような形で、何かの施設を整えていただけたらと、そのように思っております。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

藤田委員。

**藤田委員** 海外の大きな公園へ行きますと、レストランとかカフェとか、それも、半分外に席があって、その席の周りは木があって木陰になっているという、そういうイメージをすごく持っているんですよね。

ですから、レストランとか喫茶店をつくるのもいいんですけども、そういう周りの整備というのも主導していただきたいなというふうに非常に思います。

**熊谷会長** 今度のレストランで、少しはそういうオープンカフェ的な構想は持っているの。

**みどり公園課長** 新宿区のほうでも、魅力ある場になるように、芝生広場等も……

**熊谷会長** 昼はそうやってオープンカフェでにぎわって、夜暗いというんだったら、あそこを壮大なビアガーデンにして、いや、そういう柔軟性がないとき。あそこ、滝のところの前だけじゃなくて、あそこをもっと広げてさ。バーベキューなんかやったらまずいの、あそこは。

**みどり公園課長** いや、大丈夫です。

**熊谷会長** 大丈夫でしょう。

みどり公園課長 民間のいろんな知恵をもらいながら、みどりの中で本当に映える意味のあるレストラン、カフェ等を誘致していきたいと考えております。

熊谷会長 やっぱりいろんなおいしいものを食べさせたり、うまいものを飲ませたりというのがないと、特に外国人の観光客は。いろんなイベントはできると思うよ、あれだけの広さがあれば。

みどり公園課長 わかりました。その辺をちょっと意識してまいります。

熊谷会長 と、皆さんがおっしゃっている。

ありがとうございました。第1回目の平成30年度の審議会でございますが、きょうは有意義な会にさせていただいてありがとうございました。

予定の時間はまだ多少残っておりますが、皆さんお忙しいでしょうから、そろそろ閉会とさせていただきますいたいたんですが、よろしいですか。

---

#### ◎連絡事項

熊谷会長 では、閉会の前に何か連絡事項があれば、事務局からお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日はありがとうございました。

次回の審議会は、9月上旬ごろを予定してございます。日程は調整の上、また決定次第お知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

連絡は以上でございます。

---

#### ◎閉会

熊谷会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。

なお、回収資料の資料3と7は机上に置いてお帰りください。

どうもありがとうございました。

午後3時26分閉会